

国保に加入・脱退される方へ

○加入の方

事業所を退職し、健康保険の資格を喪失した場合は、住所地の市町村へ14日以内に届出をして国民健康保険に加入（国民年金は種別変更）することになります。

なお、届出が遅れた場合でも、保険税は退職日の翌日の属する月までさかのぼって納めることになります。また、その間の治療費は一旦は全額自己負担となりますので注意してください。

<必要なもの>

①この証明書

②本人であることを証明するもの（マイナンバーカード、運転免許証等）

③福祉医療受給者証（お持ちの方のみ）

※事業所での被保険者期間が継続して2ヶ月以上ある方（組合などで異なる場合があります）は、退職後20日以内に申請すると在職時の保険を任意継続できます。詳しくは事業所又は社会保険事務所などでおたずねください。

●脱退の方

健康保険の資格を取得した場合も、届出が必要です。必要なものは、上記③と加入された健康保険証、国保の保険証です。

（保険者・事業所の方が記入して下さい。）

健康保険等資格（取得・喪失）証明書							
健康保険証の記号番号	記号		番号				
住所	本巢市		番地				
被保険者 (組合員)	氏名	生年月日	資格取得年月日	資格喪失年月日 <small>※(退職日の翌日)</small>	基礎年金番号		
				
被扶養者	氏名	生年月日	性別	続柄	資格取得年月日	資格喪失年月日	基礎年金番号
		. .	男・女		
		. .	男・女		
		. .	男・女		
		. .	男・女		
保険者	名称 全国健康保険協会 支部 健康保険組合 共済組合 国保組合			所在地 電話番号 () -			
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"> 保険者（事業所） 所在地 名称 代表者氏名 電話番号 () - </p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">Ⓢ</p>							